

宇和島市教育委員会会議録

令和7年3月定例会

令和7年3月28日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和7年3月定例会 会議録

1. 開会日時 令和7年3月28日（金） 午後3時30分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美
教育委員）木下 充卓、浅井 敬司、田村 裕子、
中島 玲子、佐竹 克哉
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 笠松 美和、人権啓発課課長補佐 駄場崎 明
英、学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、
教育総務課総務係長 島瀬 孫幸、同課総務係主任 児玉 泰宗
6. 付議事件
報告第2号 専決処分した事案の承認について
(令和6年度教育費3月補正予算の要求について)
報告第3号 専決処分した事案の承認について
(令和7年度教育費当初予算の要求について)
議案第9号 宇和島市立吉田小学校スクールバス運行管理規則
議案第10号 宇和島市日振島小学校スクールバス運行管理規則の一部
を改正する規則
議案第11号 宇和島市下灘小学校スクールバス運行管理規則の一部を
改正する規則
議案第12号 宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関す
る規則の一部を改正する規則
議案第13号 宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則
の一部を改正する規則
議案第14号（追加議案） 教育財産の用途廃止について
議案第15号（追加議案） 宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要
綱の一部を改正する訓令

7. 説明及び報告事項

- (1) 宇和島市教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
- (2) 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱
- (3) 宇和島市通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令
- (4) 宇和島市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する訓令
- (5) 宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (6) 宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (7) 新伊達博物館展示製作業務委託契約について

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後3時30分）

◎教育長

皆さんこんにちは。それではただいまから、3月定例教育委員会会議を開会いたします。

今年度最後の定例会議になります。今月は、最後という言葉の特に多く聞いたように思います。吉田地区の5小学校と結出小学校の閉校記念式典や、各小中学校の卒業式に参列したからかもしれません。

私自身、これまで何度も卒業式に参列してきましたけれども、毎回、大きな感動を覚えて巣立ち行く子どもたちの健やかな未来を願わずにはられません。

閉校記念式典におきましては、歴史と伝統ある学校を閉校する寂しさを感じる一方で、主役の子どもたちをいろいろなかたちで支えていけたらと考えています。

さて、広報うわじま4月号を委員の皆さんはご覧になったでしょうか。

広報と一緒にうわじま人権だよりと uwajima 文化財だよりも配布されました。

人権啓発課、文化・スポーツ課がそれぞれ発行し、市民の方に周知を図るものですが、学習資料としても活用できるものだと考えています。また、3月号発行の際は、学校統廃合についての特集が組まれていたり、生涯学習課や学校教育課が進めているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動についてのリーフレットも挟みこまれたりしていました。それ以外にも、教育委員会で行っている様々な取組や情報が掲載されていたり、またホームページでも紹介されたりしています。

その一方で、まだ認知度が高くなかったり、なかなか周知や理解が進まなかった

りという課題もあるように感じています。

教育委員会で行っている様々な事業を、もっと学校や市民の方に関心を持ってもらい、理解していただくためにどんなことができるか今後、教育委員の皆様とも一緒に考えていきたいと思っています。

また、今年度の定例会議は本日が最後となりますが、学校現場で課題となっている、いじめや不登校に関する生徒指導上の課題、部活動の地域移行、教職員の働き方改革等については、来年度早い時期から研修や定例会議で取り上げていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長報告につきましては資料3ページから5ページをご覧くださいことで報告に代えさせていただきます。

以上ですが、ご質問ご意見等はございませんでしょうか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

(3) 付議事件

◎教育長

それでは今月は非公開案件はございません。議事に入ります。

報告第2号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

6ページをご覧ください。

報告第2号として専決処分した事件の承認についてです。内容は、令和6年度教育費3月補正予算の要求についてです。専決第2号として専決処分しましたので、報告するものです。

7ページをご覧ください。

まず、教育総務課所管分です。歳入全ては、本年度の決算見込み額に対して、現計予算と過不足分を調整をしたものを計上し、歳入全体で4,855千円の増となっています。

主なものは、上から2番目の国庫負担金8,672千円で、こちらは4月の地震で被害を受けた番城小学校の受水槽復旧経費が補助金確定したものです。

続いて歳出です。下段、目のところ、教育指導費、学校管理費、学校整備費は過不足額の調整となっています。

次のページをご覧ください。

学校整備費は、執行予定の過不足額の増減となっており、吉田中学校前、美土路橋前バス停付近の市道へのカラー舗装追加工事費1,000千円の増及び備品購入費の入札減3,840千円となっています。

中学校の学校管理費は、全て予算の不用額の減額となっており、合計で16,744千円を減額するものです。

○学校教育課長

続きまして、学校教育課所管の補正予算についてご説明します。

8 ページをご覧ください。

当課が今回編成しました補正予算は、歳入歳出ともに全て減額です。

なお、減額の理由としましては、年度末が近づく中で、決算額の見通しが立った経費について決算見込額と現在の予算額との差を減額しています。

それでは、歳出予算のうち、主なものについてご説明します。

最初は、教育指導事業ですが、ここでは図書費や各種委託料を減額しています。

委託料のうち業務改善コンサルティング委託料では、学校現場の業務負担軽減を図るために、受託実績のある民間業者に対して、現状分析による課題の洗い出しをはじめ、教員対象の各種セミナーやワークショップの開催費用を計上していますが、今回は契約額との差を減額しています。

次は、事業を一つ空けて教育助成事業に移ります。

当事業で計上している選手等派遣旅費補助金は、地方予選を勝ち抜いて、県小学校陸上運動記録会や中学校総体など、学校関連の各種大会への出場費用に対する補助金ですが、対象としている大会が終わりましたので決算見込額との差を調整しています。

最後に、校内サポートルーム運営事業では、機械器具購入費とソフトウェア使用料を減額しています。今年度、国の補助制度を活用して、城東中学校内の校内サポートルームに、生徒がオンライン授業を受けるための機器を導入しましたが、こちらも契約額との差を減額したものです。

戻って8 ページをご覧ください。歳入予算についてご説明します。

先程ご説明しました、校内サポートルームに導入したオンライン授業用機器の購入費の財源として活用しましたデジタル田園都市国家構想交付金の交付額が確定したことに伴い、差額分を調整したものです。

○生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分の補正予算についてご説明します。

9 ページの下側、歳入予算のうち、主なものは物件移転補償金 14,000 千円の増額で、これは住吉公民館の移転に係る愛媛県からの補償金当初予算分 60,000 千円に加えて、増額補正するものです。

次のページをご覧ください。

歳出につきましては、公民館費 6,400 千円は旧和霊公民館の解体設計、1,792 千円は喜佐方公民館の改修設計のうち、不用分をそれぞれ減額するものです。

○文化・スポーツ課長

続きまして、文化・スポーツ課所管分の補正予算についてご説明します。

10 ページ下段をご覧ください。

歳入としましては、総額 6,600 千円を減額しています。

使用料及び手数料については、実績見込に応じた減額変更です。総合体育館利用料は地震により大競技場の貸出ができなかったことが影響しています。寄附金については、宇和島城ライトアップ応援寄附金の市民の方からの寄附の受入方法を変更したことによる減額です。

歳出は、11 ページをご覧ください。

総額 44,593 千円を減額しています。各事業の実績見込、工事費や備品購入費の入札減によるものです。

保健体育費－総合体育館等管理費－吉田ふれあい運動公園管理事業の負担金補助及び交付金については 3,500 千円を増額しております。こちらは4月の地震を受け、全庁的に公共施設の天井の調査をした際に特定天井であることが判明した吉田ふれあい運動公園のプールの天井に対策工事を行うため、一時的にプールを利用停止したもので、その期間の損失補填を行うものです。

○伊達博物館長

続きまして、伊達博物館所管の補正予算についてご説明します。

12 ページをご覧ください。

歳入につきましては、決算見込みに基づき、博物館の入館料など減額しています。

歳出につきましても、決算見込みに基づき、現博物館の管理・運営に係る経費を減額調整するほか、13 ページに移りまして、新伊達博物館管理事業は、新博物館建設に係る入札不調により、附属棟の供用開始が来年度となったことに伴い、附属棟に係る経費を減額するものです。

○学校給食センター所長

学校給食センター所管の補正予算についてご説明します。

資料 13 ページをご覧ください。

歳入につきましては、令和6年度の決算見込により、学校給食費徴収金を減額するものです。主な要因としましては、給食費徴収対象の児童・生徒の減少と給食実施回数が当初の見込みより減少したことによるものです。

歳出予算の学校給食センター費につきましては、吉田学校給食調理場の照明器具改修工事 5,600 千円及び備品購入費で連続炊飯システム更新にかかる費用 13,000 千円を事業の見直しにより減額するものです。

次に、14 ページをご覧ください。

自校式学校給食管理費につきましては、蔦淵学校給食調理場の会計年度任用職員・調理員の減員により、人件費 1,021 千円を減額するものです。

○こども家庭課長

続いて、こども家庭課から幼稚園費の補正予算についてご説明します。

14 ページをご覧ください。

幼稚園管理事業は、今回 2,900 千円を減額補正しています。内容としては、宇和津幼稚園の屋外遊具設置費用の減額によるものです。

◎教育長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問ご意見等はございませんか。

◎木下委員

2点あります。まず1点目です。予算ではありませんが、文化・スポーツ課の吉田ふれあい運動公園プールの天井の修理の期間について教えていただけますか。いつまでの間プールが使えないのかといった声があります。

○文化・スポーツ課長

プールの利用停止期間につきましては、令和7年1月11日から3月10日までが停止期間となっていました。

◎木下委員

今は使える状態ですか。

○文化・スポーツ課長

はい。使えます。

◎木下委員

分かりました。その間不便で、宇和島まで通っているといった声がありましたが、もう使えていれば安心しました。

もう1点ですが、給食センターの吉田学校給食調理場の照明器具改修工事と連続炊飯システム更新にかかる費用が事業の見直しということでかなり大きな金額の減額ですが、その内容について教えていただけますか。

○学校給食センター所長

今回減額したのは吉田学校給食調理場の改修と備品購入費ですが、照明器具の改修が5,600千円と、炊飯システムの更新が13,000千円です。これにつきましては、学校再編による今後の調理場の統廃合を検討する必要があるために、今年度事業の見直しを行いました。

照明器具につきましては、現在切れているものがありますが、職員で交換できるものは職員で交換し、簡易的なスポット照明を設置することによって、現在切れている分を解消できます。そして炊飯システムにつきましても、老朽化のため改修を予定していましたが、現在のままでも使えますので、故障した場合は中央調理場から炊飯したものを運ぶ等、応急的な対応ができますので、事業の見直しをさせていただきました。

◎木下委員

ありがとうございました。

○教育部長

調理場の再編を考える中での吉田学校給食調理場ですが、まず、調理員の確保が厳しい状況です。募集してもなかなか応募していただける方がなく、調理場全体で現在欠員が4名いたと記憶しています。

調理場で、例えば誰かが休んだりしますと、中央学校給食調理場から支援にまわります。ところが、中央学校給食調理場自体も欠員状態です。とはいえ、一番人数を大きく抱えているのは中央ですので、どうしても中央から応援に行かざるを得ないといった状況です。

こういった状況を考えたときに、この欠員の状態で職員に非常に負担がかかる状態をずっと続けるのはいかななものかと思っています。それだけでなく、もしかしたらこのままの状態が続くと給食の調理業務や配送業務に支障が出てくることも想定しておかなければなりません。

今回、吉田地区においては五つの小学校が一つになりました。しかも中学校に隣接して建っていることを考えると、やはり中央から運ぶことも検討せざるを得ない、そういった時期にきているのではないかと考えています。将来にわたって給食を安定的に継続的に提供していくときに、統合についても考える必要があると思いますので、そのあたりについてはご理解くださいますようお願いいたします。

◎木下委員

要するに、給食センターの統合といいますか、吉田も宇和島の調理場からということですね。そのことについて、今までこの定例会で議題に挙がったことはありますか。

○教育部長

今のところはありません。ただ、まだどうするかという結論を出すまでには至らず、具体的にまだ配送時間や給食の配送体制等、そのあたりはまだまだ検討できていけませんので、まずは検討する必要性が生じている状況を知っていただきたいと、今日初めてお話をさせていただきました。

◎木下委員

ある程度教育委員会が構想を検討してから吉田小学校や吉田中学校へ話をしていく手順になるのでしょうか。

○教育部長

まずは事務局で一つのプランを作ったうえで、教育委員会にもご報告をしてご意見をいただく必要があると思います。そのうえで学校や保護者等にも説明は必要ですので、今後そのあたりのスケジュール感も併せて考えていきたいと思っています。

◎木下委員

ありがとうございます。今回、初めて具体的なお話を聞きましたので、周知できる段階になりましたら、正しい情報を各学校にお願いします。

◎教育長

ありがとうございます。今の吉田学校給食調理場の件で、他の委員は特にご意見ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それ以外で、ご意見ご質問ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは採決に移ります。

報告どおり承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で本件は報告どおり承認いたします。

次に報告第3号について、事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長

15 ページをご覧ください。

報告第3号として専決処分した事件の承認についてです。内容は、令和7年度教育費当初予算の要求についてです。専決第3号として、専決処分しましたので、報告するものです。

16 ページをご覧ください。

令和7年度教育費当初予算の概要として、左側の円グラフは、全体のうち教育費が占める割合を示しています。全体 51,784,000 千円のうち、教育費は赤い囲みのところ 5,117,648 千円で、全体の 9.88% を占めています。

右側は、今ほどの教育費の内訳です。表の左側、1 教育総務費から 8 人権啓発費までを項別予算でまとめたもので、予算規模の大きい順では、社会教育費約 1,790,000 千円、教育総務費約 1,100,000 千円、学校給食費が約 800,000 千円の順となっており、下段の円グラフでその構成比を示しています。

17 のページをご覧ください。

こちらは、今ほどの項別予算の前年度比較となっています。下段の合計欄をご覧ください。予算全体では、令和7年度 5,117,648 千円となっており、前年と比較しまして、978,453 千円、23.64% の大幅な増額となっています。令和7年度の特徴としましては、今後の地域・教育環境を整備する投資的経費を充実させた内容となっています。

なお、新伊達博物館整備事業につきましては、教育費ではなく、建設所管の土木費におきまして 4,227,700 千円を計上しています。

以上が、令和7年度当初予算の概要です。

18 ページをご覧ください。

続いて、主要事業について教育総務課から説明いたします。

1 番閉校記念事業です。来年度末に閉校を予定している蔦淵小学校、三浦小学校

の閉校式典や記念碑、記念動画など 5,126 千円を計上しています。

2 番トイレ改修事業です。トイレ改修は令和 3 年度から実施しており、来年度は 65,000 千円を計上し、三間小学校を実施します。

○学校教育課長

続きまして学校教育課所管の主要事業についてご説明します。

最初は学習用タブレット更新事業です。現在、G I G A スクール構想に基づき児童生徒に 1 人 1 台のタブレット貸与を行っていますが、令和 7 年度末で購入後 5 年が経過します。タブレットの更新時期を迎えることから、今年度の取組としましては、県主催の共同調達会議におきまして、県下市町の担当者を交えて様々な協議を重ねてまいりましたが、令和 7 年度は、県下市町で一斉にタブレットを購入し、令和 8 年度に新しいタブレットを貸与する予定です。なお、1 台あたりの購入額は、72 千円程度を見込んでいますので、予算総額としては 340,000 千円程度に上る見通しです。

次は、学校教育活動支援員配置事業です。当事業につきましては、令和 4 年度から取り組んでいます。事業目的である特別な配慮を要する児童や生徒に対し、障がい等の程度に応じた適切な支援体制を整えるとともに、学級担任の授業の進行を円滑にし、安定的な教育環境の整備を図るために必要な支援員数の確保、それから支援員の適正配置に努めています。

なお、来年度の支援員は 132 名程度配置予定ですが、支援が必要な子どもに必要な支援を受けられる体制とするためにも、これまでと同様、学校側と連携しながら進めたいと考えています。

○生涯学習課長

19 ページをご覧ください。

青少年市民協働センター事業、ホリバタ事業は、サードプレイスとしての居場所づくりと、活動意欲や様々な気づきを得るきっかけを作るイベントやプログラムを実施し、宇和島に残ろう・戻ろう・関わろうとする若い世代を育むもので、内容としては、中高生と愛大生との協働によるあいだいプロジェクトや、ゲストの人生や仕事への向き合い方等に迫るトークセッション等を実施しています。合わせて 10,100 千円を計上しています。

次の 6 番はホリバタ、中央公民館の大規模改修を行うもので、1 階のフロア改修の他、トイレやエレベーター、外壁等の維持補修を行うもので、296,720 千円を計上しています。

7 番の公民館整備事業は、吉田町喜佐方公民館の移転先となる小学校校舎の改修工事と、奥南公民館の移転先と想定している奥南小学校校舎の改修設計を委託するものです。合わせて 339,777 千円を計上しています。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは二つの事業をご説明します。

一つ目は、史跡宇和島城保存整備事業です。令和５年度に策定した史跡宇和島城整備基本計画に基づき、整備を行ってまいります。

国庫補助を利用した支障木伐採や城内サインの整備、令和７～８年度の２年をかけ、宇和島城天守保存活用計画を策定します。

その他、藩老桑折氏武家長屋門の設計を行っており、今後、解体・修繕を実施していく予定です。

二つ目は、愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会です。第６０回を迎えるこの大会は県下各市町が持ち回りで開催するものですが、合併後の宇和島市での開催は初めてとなります。実行委員会を設立し、クラブ連合と市で業務分担を確認しながら、準備を進めてまいります。開催日は令和８年３月８日（日）となっています。

○伊達博物館長

続きまして、伊達博物館分です。２０ページをご覧ください。

１０番は、仙台市との歴史姉妹都市提携５０周年記念特別展事業です。特別展では、宇和島と仙台の両伊達家の絆はもちろんのこと、宇和島に伝わった武家や文化のルーツが東北にあることを伝え、仙台と宇和島の歴史的関係を改めて市内外に発信しようとするものです。

１１番は、新伊達博物館管理事業で、博物館本館に先行して、令和８年１月頃に供用開始予定となっている附属棟に設置するテーブルやイスなどの整備に要する費用のほか、施設の維持管理費などを計上したものです。

○学校給食センター所長

学校給食センターの主な事業についてご説明します。２０ページの１２をご覧ください。

学校給食費負担軽減事業につきましては、これまでの学校給食費負担軽減事業、１食当たり１００円の公費負担を継続するとともに、学校給食食材高騰対策事業として、給食食材費の高騰分を１食当たり、小学生４５円、中学生５０円を臨時的に公費負担するものです。

◎教育長

ありがとうございました。今、主要事業について色々と説明がありましたが、ご質問ご意見はございませんか。

◎中島委員

学習タブレット更新について質問です。数年が経ち、学校でも使用に慣れてきた頃だと思います。その中で、更新が近づき、新しいものに変わるということですが、ハードだけが変わるのか、OSや今まで使っていたソフト、またその学習に残っているデータ等がスムーズに見られたり使用できる環境下なののでしょうか。併せて、混乱や不安、現場が忙しくならないようなサポートに関する費用等は含まれているのでしょうか。

○学校教育課長

まず、OS と機種についてですが、OS は今まで iOS で iPad を使用していましたが、これから全国学力・学習状況調査なども CBT 化が進んでいまして、しっかりしたキーボードがついているものがあるという声が学校から届きました。

学校の声が一番検討して、機種を協議した結果ですが、今回は Chrome OS で Chromebook に変更しています。若干 iPad と違いますので、入っているアプリも変わってはいきますが、これまで使用していたすららドリル等はそのままデータを移行できますので、大きな支障はないと考えています。そして、先生方が使いやすく、混乱しないような取組ですが、2 月あたりに新しい機種を使用していただくようにしまして、4 月からすぐに指導に活かせるように考えています。

◎中島委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

◎教育長

その他ございませんか。

◎浅井委員

同じく学校教育課関係ですが、支援員配置事業で、来年度 132 名の配置予定と先程おっしゃっていましたが、今年度に比べて増減数がわかりましたら教えていただけますか。

○学校教育課長

今年度は 133 名でしたので、ほとんど人数に増減はございません。

◎浅井委員

ここ何年かは大体同じ数字ですかね。

○学校教育課長

令和 2 年度から大体 130 人台を維持しています。令和 3 年度だけ 157 名と多少増えましたが、ほぼ変わりなく推移しています。

◎浅井委員

ありがとうございました。

◎教育長

その他ございませんか。

◎田村委員

先程の質問で、学校教育活動支援員は支援を必要とするお子さんの支援以外にも、学校の先生方の事務等の作業にも従事したり、通常のお子さんの教育の支援など、業務の内容が大変幅広いと思いますが、今回のその人数は十分といえる人数でしょうか。

○学校教育課長

この 132 名の中にスクールサポートスタッフや、特別支援教育の支援員の中にも時数を増やしてスクールサポート業務を担えるように配慮しています。多ければ多いほど良いのですが、あまり多すぎると、業務を持て余すこともあるかもしれませ

るので、今の程度の人数でなんとかやっていけるのではないかと考えています。

◎田村委員

ありがとうございます。ニーズだけで見てしまいましたが、時間の事もありますし、本当に不足して困っているような状況であればそれは対応しないといけないと思います。来年度も引き続きよろしくお願いします。

◎教育長

ありがとうございます。その他ございませんか。

◎木下委員

文化・スポーツ課についてお聞きします。クラブ駅伝が来年 60 回目の記念大会を迎え宇和島市での開催が決定しましたが、宇和島市のどこで開催するのかはまだ決まっていますか。

○文化・スポーツ課長

まだはっきりとこの場所では決まっています。連合がコースを設定することになっていて、三間が候補に挙がっていますが、過去に津島で開催したこともあり、今後相談して決定します。

◎木下委員

参加する先生方もいて、地元でも何十年も走っている方がいまして、気になっています。宇和島で 60 回目ですので楽しみにしています。また詳しいことが決まりましたら教えていただけたらと思います。ありがとうございました。

○文化・スポーツ課長

決まり次第、ご報告します。

◎教育長

よろしくお願いします。その他ございませんか。

それでは採決に移ります。

報告どおり承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

挙手全員で本件は報告どおり承認いたします。

次に議案第 9 号について、事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長

21 ページをご覧ください。

議案第 9 号「宇和島市立吉田小学校スクールバス運行管理規則」です。

吉田地区 5 小学校の統合に伴い、運行開始するスクールバスの運行管理規則を制定するものです。

22 ページをご覧ください。

吉田小学校において、児童の通学手段を確保し、円滑な学校運営を図るため、ス

クールバス 4 台（マイクロバス 2 台（29 人乗り）、大型バン 2 台（10 人乗り））の運行を開始しますので、新たに運行管理規則を制定するものです。

なお、現行の下灘小学校、日振島小学校のスクールバスの運行管理規則に倣った内容となり、吉田小学校長を運行管理者とし、運行区間や校外活動での利用、緊急時の対応等、スクールバスの運行に関する基本事項を定めています。

23 ページをご覧ください。

下灘小学校、日振島小学校とは異なり、運行は、有限会社三間タクシーに運行業務を委託することから、第 10 条に委託に関する条項も記しています。

24 ページをご覧ください。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日とし、本年度は統合初年度ですので、利用申請は学校の乗車対象名簿としています。

25 ページをご覧ください。

こちらが利用申請書です。

26 ページをご覧ください。

こちらが校外活動の利用申請書です。

以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎中島委員

バスの校外活動に使用する場合は、利用目的と人数の記入になっていますが、この場合はバスに乗る児童の名前はなしで、バスに乗るということでしょうか。

○教育総務課長

まだ細かい運用は調整中ですが、基本的に一度に乗れる人数、全校一遍にというのは当然無理ですので、1 学年や複数学年といった運用になると思います。今後は、学校長と調整しながら運用していきたいと思います。

◎中島委員

ありがとうございます。

◎教育長

その他ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー挙手ー

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

次に議案第 10 号について、事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長

27 ページをご覧ください。

議案第 10 号「宇和島市日振島小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則」です。

通学費補助金交付要綱と整合をとるため、運行管理規則の一部を改正しようとするものです。また、併せて様式等も必要な改正を行おうとするものです。

28 ページをご覧ください。

規則の名称を市立とする改正のほか、第 3 条の左側下線部を、宇和島市通学費補助金交付要綱に定める文言との整合をとるため、削除しています。

第 5 条は表記を正確な表現で修正するものです。

29 ページをご覧ください。

第 5 条修正に伴う様式変更するものです。

なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日とし、本改正によるスクールバスの運行及び事務手続きについての変更点はありません。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

次に議案第 11 号について、事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長

31 ページをご覧ください。

議案第 11 号「宇和島市下灘小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則」です。

先ほどの議案第 10 号「日振島小学校スクールバス運行管理規則」と同様の修正内容、該当様式の修正ですので、詳細は割愛します。

また、同様に、この改正によるスクールバスの運行及び事務手続きについての変更点はありません。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

次に議案第 12 号について、事務局説明をお願いいたします。

○学校教育課長

37 ページをご覧ください。

議案第 12 号「宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

まずは、今回の改正を検討するに至った理由をご説明します。

委員の皆さまもご存じのとおり、吉田地区 5 小学校が統合し、一つの小学校として開校しますが、今回の統合で 5 小学校に設置されていた学校運営協議会も一つとなります。

当協議会では、学校と地域住民等が協力した学校運営が実現できるよう、様々な立場の方に関わってもらい、各種協議を進めていただいておりますが、今回の統合で新吉田小の校区が非常に広くなることもあり、現在の規則第 6 条で規定している

「20 人以内の委員」では、新しい協議会の運営に支障が及ぶのではないかと考えています。

また、学校側からも同様の相談を受けていることもあり、今回の改正で「20 人」を「26 人」に引き上げようとするものです。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

次に議案第 13 号について、事務局説明をお願いいたします。

○学校教育課長

40 ページをご覧ください。

議案第 13 号「宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

今回の改正を検討するに至った理由ですが、最初は、吉田地区の学校統合に併せて、吉田町と三間町に設置してある二つの共同学校事務室を一つに統合し、今年 4 月からは吉田中学校内で事務を行うように運営方法を見直したことから、規則中の関係部分を改定する必要が生じました。同様の理由で、結出小学校の部分も削除しております。

二つ目の理由ですが、これまでは休校が決定した学校については、校名の後ろに括弧で休校と示していましたが、年度途中に児童が入学した場合には、その都度、括弧部分を削除する規則改正が必要になりますので、今回の改正に併せて、休校表記を全て削除しようとするものです。

最後に、共同学校事務室の専決事項ですが、これまでは市財務会計システムで処理する会計処理に関すること対象事務に含めていましたが、本市で運用している決裁規程を参考に、今後は教育総務課長の権限に移そうとするものです。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

一特に質問、意見等なし一

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

一挙手一

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

次に議案第 14 号について、事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課長

43 ページをご覧ください。

議案第 14 号「教育財産の用途廃止について」です。

宇和島市立吉田小学校ほか 5 校を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止することにより、公立学校施設としての用途を廃止しようとするものです。

44 ページをご覧ください。改めて廃止する学校は、吉田小学校。

45 ページをご覧ください。奥南小学校、喜佐方小学校。

46 ページをご覧ください。立間小学校。

47 ページをご覧ください。玉津小学校。

48 ページをご覧ください。結出小学校。

以上6校で、廃止年月日は令和7年3月31日としています。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー挙手ー

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

次に議案第15号について、事務局説明をお願いいたします。

○学校教育課長

49 ページをご覧ください。

議案第15号「宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱の一部を改正する要綱」についてご説明します。

今回の改正理由ですが、現在の支援員配置基準の中には、「9名以上の児童・生徒が在籍する通常の学級」について、「発達障がい診断を受けていないものの、特別支援教育に関する校内委員会により支援員の配置が適当であると認められた児童・生徒」を配置対象とする規定があります。

このような条件を規定していることも一因と思われますが、学校側からは支援員の増員を求める声が多く、市教委も配置に苦慮してきました。

また、学校側に判断を委ねていることもあり、「支援が必要な児童・生徒に対し、必要な人員を配置できているのか」、「担当教員の目線で判断するため、学校間で大きな格差が生じているのではないか」という点を課題にとらえていました。

この課題を解消するべく、令和7年度からは「学校教員の判断にゆだねる部分」を削除し、「支援要否の判断基準を医師の診断」とすることで、学校間での不均衡を解消するとともに、効果的な制度運用を図ることを目指しています。

◎教育長

ただいまの説明にご質問ご意見ございませんか。

◎中島委員

今の説明を聞いて、なぜ今回の改正を行うのかよく分かりました。ただ、やはり支援がいるかどうかの状況は、現場と保護者のギャップや認識のずれがあることもあり、その診断までの時間や、それに向けて動けるかどうかといった問題も出てく

ると思います。そして、本来支援があればといった場面になかなか辿り着かないこともあるかもしれませんので、そのあたりのサポートもよろしくお願いします。

○学校教育課長

保護者の皆さまにも、しっかりご理解いただけるように学校から丁寧に説明をしたいと考えています。

◎教育長

付け加えまして、やはり支援が必要なお子さんに関しましては、学校の中で教育相談を行ったり、特別支援コーディネーターを中心に、第三者と関係機関とを結びながら、より良い方向への支援に結びつけているところだと思いますので、ご理解をお願いします。

◎教育長

その他ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは採決に移ります。

原案どおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー挙手ー

◎教育長

挙手全員で本件は原案どおり可決いたします。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、説明及び報告事項に移ります。(1) 宇和島市教育委員会公印管理規則の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

53 ページをご覧ください。

教委訓令第3号「宇和島市教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令」です。

修正内容は、宇和島市公印管理規程に準じて、電子公印にかかる規定を追加しようとするもので、電子公印にかかる規定の追加と様式変更、生涯学習課所管の廃止となった公印、宇和島市長之印の削除を行っています。

なお、市長印は総合体育館での減免などに使用していました。

54 ページをご覧ください。

第7条第2項に電子公印にかかる規定を追加し、第4項に公印保管の確認方法の表現を修正など公印使用の方法を定めています。

第9条は、電子公印にかかる規定による修正で、印影印刷の運用の規定です。

第 10 条は、電子公印にかかる規定で電子公印の運用申請を定めています。

55 ページをご覧ください。

第 10 条の続きで電子公印の運用について定めています。

57 ページをご覧下さい。

第 3 条関係の別表第 1 で 18 番の市長印を削除します。

58 ページも同様です。

59 ページは電子決裁に対応した決裁欄を削除するものです。

60 ページも同様です。

61 ページも同様です。

なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

◎教育長

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは（２）宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

63 ページをご覧ください。

教委告示第 4 号「宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱」です。

修正内容は、電子申請による収入関係書類の提出について明文化し、教育長への表記を変更、その他要綱上の様式においても記入が不要と判断されるものなどの修正を行っています。

64 ページは、電子申請で提出する規定です。下段は教育長に修正するものです。

65 ページは、教材費加算にかかる学年間の額を統一することとしました。学年間の額の統一は松山市など他市でも同様の取扱いをしています。

66 ページは、法律名の修正です。

68 ページは、左側④の審査にあたり不要な児童手当の状況を削除するものです。

なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

◎教育長

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは続きまして、追加の報告事項、（３）宇和島市通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

70 ページをご覧ください。

教委訓令第4号「宇和島市通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令」です。

修正内容は、吉田地区小学校の統合等に係る通学費の支給対象地区の加除整理、日振島小学校保護者送迎の補助内容を追加するほか、必要な文言の修正を行っています。

第1条には「通学距離」の定義を文言追加しています。

71 ページをご覧ください。

第2条は自転車購入費補助基準との混同を防ぐため、下線部を追加しています。

第4条の下線部は第3条に合わせた修正となっています。

別表は、船便の補助は実態が無いため削除し、基準日を明確にするため追加しています。

注1は第1条に移動したので、繰り上げを行っています。

72 ページをご覧ください。

吉田地区統合に対象地区、表記を整理しています。

74 ページをご覧ください。

奥南小は統合で削除、日振小はスクールバスの休業に伴う規定で、保護者への補助を追加しています。

片道、能登地区は480円、喜路地区は310円、どちらも地域モビリティを利用する場合を想定し、実費での補助にも対応できることとしています。

なお、施行日は令和7年4月1日です。

◎教育長

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは続きまして、(4)宇和島市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

76 ページをご覧ください。

教委訓令第5号「宇和島市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱の一部を改正する訓令」です。

第3条、保護者負担額の各該当の部分を修正したものです。

○教育総務課総務係長

補足です。

これまで中学生はいくら等、金額を明示していましたが、法律が改正されれば、こちらの要綱も変更しなければなりません。法律で明示した金額によるものに修正

して、法律が変われば自動的に変更されるといった改正となっています。

◎教育長

ただいまの説明にご質問やご意見ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは続きまして、(5) 宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

78 ページをご覧ください。

「宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部改正」についてご説明します。

当補助金の交付決定等につきましては、市長名で執行していることから、要綱改正にあたっては市長部局との協議が必要となります。

先日、改正内容が決定しましたので、その内容についてご報告するものです。

まずは、今回改正を検討するに至った経緯からご説明しますと、現在、本市を含め、全国の地方公共団体では、文化庁とスポーツ庁が推進している「学校部活動の地域移行」の実現に向けて各種準備検討を進めており、将来的には部活動を学校単位ではなく、地域単位での取り組みに移行することを目標に掲げています。

このような状況の中、日本中学校体育連盟や愛媛県中学校体育連盟では、全国中学校体育大会、愛媛県中学校総合体育大会の参加資格を見直し、従来までの扱いを改め、学校部活動以外に地域クラブも参加できるように変更しています。

一方、本市では「選手等派遣旅費補助金交付要綱」を制定し、学校部活動が各種大会に参加するための費用を補助していますが、あくまで学校部活動を想定したものであるため、今回の改正では補助対象団体に地域クラブを含める旨と、地域クラブに対する補助費用の算出方法を追加するものです。

併せて、補助対象としている大会に「吹奏楽コンクール」と「アンサンブルコンテスト」の2つを追加しようとするものです。

◎教育長

ただいまの件についてご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは続きまして、(6) 宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

81 ページをご覧ください。

この要綱は、市内の児童クラブの運営について定めてあるもので、改正内容は吉

田小学校の統合により新校舎内へ移転する、吉田児童クラブの所在地を吉田町鶴間新 200 番地へと変更するものです。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

◎教育長

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは続きまして、(7) 新伊達博物館展示製作業務委託契約について、事務局から説明をお願いします。

○伊達博物館長

83 ページをご覧ください。

新伊達博物館展示製作業務契約につきまして、報告、ご説明します。

この展示製作につきましては、展示設計業務の受託候補者をプロポーザル方式にて特定する際、展示製作業務についても受託候補者とすることとしていたものです。

契約の方法は、随意契約になり、3 月 6 日に仮契約を締結、先日 25 日の市議会最終日に議会の承認を得たことから、本契約となったものです。

契約金額は税込みで、799,700 千円、契約の相手方は、「株式会社丹青社 関西支店」です。

業務の概要は、新伊達博物館の展示に係る造作、模型、映像コンテンツ及びケースの製作並びに収蔵庫に係る什器製作等で期間は、令和 9 年 3 月 15 日までの約 2 年間となっています。

◎教育長

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

(4) その他

◎教育長

次に、その他に移ります。

事務局からお伝えしたい事項があるとお聞きしています。

「①宇和津幼稚園の閉園」について事務局からご説明等をお願いします。

○こども家庭課長

84 ページをご覧ください。

令和 6 年度の宇和津幼稚園の園児数は 8 名で、うち 5 歳児クラス 6 名は、この春に卒園となるため、来年度当初は 2 名でのスタートとなります。

保育園ニーズが高まる中、幼稚園の入園希望は減少傾向で、今後、状況が変わる

見通しも立たないため、保護者、地域関係者に説明した結果、令和7年度末の令和8年3月31日をもって、宇和津幼稚園を閉園する方針としました。市議会にも説明済みです。

閉園にかかる条例案については、来年度の議会12月定例会に上程する予定です。

◎教育長

ただいまの報告について、ご質問ご意見等ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

では次に「②第42回全日本大学選抜相撲宇和島大会の開催」について事務局からご説明等をお願いします。

○文化・スポーツ課長

第42回全日本大学選抜相撲宇和島大会についてお知らせします。

第41回大会は、昨年4月に発生した地震の影響により、会場である宇和島市立総合体育館大競技場の天井が崩落し、やむなく中止となりましたが、天井の改修も無事終わり、第42回大会の開催に向け、準備を進めております。4月29日（火）、8時開場、9時開始となっており、全国から選抜された12チームが参加しますので、ぜひ、観戦にお越し下さい。

◎教育長

ただいまの報告について、ご質問ご意見等ございませんか。

ぜひ皆さんもいらしてください。

事前にお聞きしていることは以上です。その他ありませんでしょうか。

○学校教育課長

先程、学校教育活動支援員について、田村教育委員への回答で、「支援員は多ければ良い」と話しましたが、特別支援教育の支援員につきましては、やはり適正な量の支援がありまして、過剰になりすぎると子どもたちのためにもなりませんので、子どもたちの力を伸ばすための適正な支援、適切な支援と言い換えさせていただけたらと思います。

◎教育長

田村委員。いかがですか。

◎田村委員

承知しました。ありがとうございます。

◎教育長

その他ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

ご意見等ないようですので、次回定例会の日程を調整します。

4月25日(金)で皆さんご都合はいかがでしょう。

◎全委員

－異議なし－

◎教育長

それでは、来月の定例会は4月25日(金)に開催します。

(5) 閉会宣言(午後4時40分)

◎教育長

以上をもちまして、3月定例の教育委員会会議を閉会いたします。